

岩手県告示第456号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和元年12月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 国道46号（盛岡市、滝沢市及び岩手郡雫石町）
- 2 公共測量を実施する期間 令和元年11月19日から令和2年2月20日まで
- 3 実施する公共測量の種類 2点基準点測量